

平成30年度 第10回 四国中央市農業委員会
総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

平成30年度第10回農業委員会総会日程表

日 時 平成31年1月7日(月) 午後1時30分～

場 所 :JAうま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

議 事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第7 議案第5号 農地中間管理事業の農用地利用配分計画(案)に対する意見について

日程第8 議案第6号 農地台帳登載願について

日程第9 議案第7号 耕作放棄地の非農地判断について

日程第10 議案第8号 非農地証明願について

日程第11 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

日程第12 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員(19名)

1番 大西 嘉一郎

2番 石川 有利

3番 星川 安德

4番 横尾 昇

5番 押条 和司朗

6番 篠原 義尚

7番 鈴木 俊一
9番 妻鳥 和美
11番 坂上 宏
13番 鈴木 博美
15番 辻 政春
17番 齋藤 伊勢子
19番 石川 武将

8番 武村 美枝子
10番 高橋 博
12番 尾崎 靖雄
14番 高橋 藤信
16番 河村 薫
18番 則友 祝幸

出席農地利用最適化推進委員(24名)

2番 藤田 紘正
4番 森川 雅之
6番 合田 慎太郎
8番 鎌倉 静夫
10番 中泉 敏則
12番 高橋 功
14番 三好 忠行
16番 合田 篤夫
18番 真鍋 義孝
20番 渡邊 繁
22番 村上 佳清
24番 高橋 祥志

3番 薦田 悦男
5番 高橋 忠明
7番 宇高 勉
9番 石村 好典
11番 石川 修平
13番 立川 貞美
15番 河村 一碩
17番 鈴木 一郎
19番 加地 照男
21番 越智 寧
23番 近藤 良啓
25番 鈴木 敏也

欠席農地利用最適化推進委員(1名)

1番 脇 純樹

出席した職員

事務局長 曾我部 和司
係長 岡田 昇
係長 石川 考太

次長 大西 唯文
係長 河村 由美子

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 明けましておめでとうございます。年始の何かとお忙しい中、今年最初の第10回総会にお集まりいただきありがとうございます。2019年がスタートしたわけですが、今年はイノシシ年ということで非常に変化の激しい年になるのではないかとされており。春には元号の変更、10月には消費税の増税というような問題がいろいろと山積しております。こういう中で農業委員会の環境は益々厳しくなっていくのではないかと考えております。特に数年来からと言われております高齢化に伴う耕作放棄地の増加、それを引き受ける担い手が非常に少ないということもあり、農業委員会の職務として懸念しているところであります。今年も問題はいろいろありますが、元気に頑張ってもらいたいと思います。

議 長 只今の出席委員数は、19名であります。

議 長 したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第10回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。農地利用最適化推進委員の1番 脇 純樹委員より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、11番 坂上 宏委員、10番 高橋 博委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。石川考太君。

石川係長 受付番号77番～80番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川考太君。

石川係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。受付番号83、金生町山田井の畑1筆については他人からの贈与ということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。柑橘を栽培されるそうです。受付番号84、妻鳥町の田1筆については、規模拡大ということで条件第1号から第7号までについては問題ありません。水稻を作付けされるそうです。受付番号85、豊岡町豊田の田1筆については、規模拡大ということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。水稻を作付けされるそうです。受付番号86、金砂町平野山の畑1筆については、他人からの贈与ということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜を栽培されるそうです。受付番号87、富郷町寒川山の畑9筆については、所有地に近隣しており耕作便利のためということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜、ハナシバを栽培されるそうです。受付番号88、土居町上野の田1筆については、親戚からの贈与ということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。水稻を作付けされるそうです。受付番号89、土居町浦山の田2筆については、近隣で耕作便利のためということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。水稻を作付けされるそうです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いします。

議 長 受付番号83番、質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 84番

委 員 異議ありません。

議 長 85番

委 員 異議ありません。

議 長 86番

委 員 異議ありません。

議 長 87番

委 員 異議ありません。

議 長 88番

委 員 異議ありません。

議 長 89番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、
原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可する

ことに決しました。

議 長 日程第4 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇 君。

岡田係長 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてご説明いたします。受付番号14、中之庄町の案件について、当初計画者、〇〇 〇は両親の介護のため、実家の隣地に個人住宅を建設するため平成7年11月21日に許可を受け造成しましたが、両親が相次いで亡くなったため、実家に住むようになり、そのままにしていました。継承者は宅地建物取引業を営んでおり、顧客のニーズに応えるべく、良質な中古住宅を提供するため、現在、〇〇さんが住んでいる建物を譲り受け、リフォームを施し、申請地を駐車場及び物干場として一体販売するものです。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願いします。

議 長 受付番号14番

委 員 異議ありません。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第5 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇 君。

岡田係長 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてをご説明いたします。受付番号158、川之江町の案件について、受人は申請地周辺には工場や会社が多く、また大型商業施設等も近くにあることから、賃貸需要が多いと考え、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の賃貸共同住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号159、川之江町の案件について、受人は、申請地近隣には工場や会社が多く、賃貸物件を供給する必要性が高いと考え、条件の良い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の賃貸共同住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号160、金生町下分の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、申請地周辺は個人住宅の需要が多いにも拘らず、提供できる物件が無いことから、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の分譲宅地を造成するものです。受人、〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般般基準ともに合致しています。受付番号161、金生町山田井の案件について、受人は製紙業を営んでおり、近年、紙加工、衛生用品の需要の伸びに生産が追い付かず、加工場の新設に迫られ、また、原材料の置場、現在借りている駐車場の契約が切れるため、早急に用地が必要となったことから、現工場に近い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の加工場及び資材置場、駐車場建設です。受人、〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般般基準ともに合致しています。受付番号162、妻鳥町の案件について、受人は現在賃貸アパートに住んでいますが、手狭となってきたことから、妻の父親が所有する申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号163、上柏町の案件について、受人は賃貸住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったことから住宅の建設を考えていました。また自身が経営する会社の事業を拡大する目的で、新たに事務所、資材置場等を建設し、会社に貸すために父親が所有する申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅及び貸事務所、貸資材置場、農業用倉庫建設です。なお、既に農業業用倉庫は建設されていますが、始末書は出ています。受人、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。

〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号173、土居町北野の案件について、受人は建設業を営んでおり、現在所有する倉庫は事務所から遠く、半分を他社に貸しているため、資材の置場に困っており、事務所に近い申請地を借り受けての受人・渡人合致の倉庫建設です。受人、有限会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号174、土居町北野の案件について、近年、再生可能エネルギーが注目されているため、今後安定した生活を送りたいと考え、建物が少なく、日照量を多く確保できる申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号175、土居町津根の案件について、受人は現在、子供が幼く仕事ができないため、安定した収入を得たいと考え、日照量を多く確保できる申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号176、土居町津根の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、安い住宅を希望されるお客様が多いにも拘らず提供できる物件があまりないため、住環境の良い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の建売住宅建設です。受人、有限会社〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号177、土居町天満の案件について、受人は現在、妻の実家に同居していますが、老朽化が激しく、また子供の成長により手狭となり、将来的に親との同居も考えていることから、住み慣れた環境に近い、妻の父親が所有する申請地を借り受けての一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくをお願いします。

議 長 受付番号158番

薦田推進委員 この農地は現在遊休農地になっていますので、解消にもなりますので問題ありません。

議 長 159番

委 員 異議ありません。

議 長 160番

委 員 160番、161番異議ありません。

議 長 162番

委 員 異議ありません。

議 長 163番

委 員 異議ありません。

議 長 164番

立川推進委員 道の東側に車1台分くらい置ける農地がありますが、道路との境が分からなくなって問題になるといけないので、境をはっきりとしておく方が良いのではないか。

岡田係長 20平方メートルくらいありますが、ここに管理用の車を置くように整備するとのことですので道路との境についてはきちんと分けるように指導いたします。

議 長 165番

委 員 異議ありません。

議 長 166番

委 員 異議ありません。

議 長 167番

妻鳥委員 異議はありませんが、近隣の農地のことでお尋ねします。寒川地区では段々畑ではないのですが、農地が段々になっています。水落としは川と川の間に2枚くらい田があれば、今取っている下に水が落ちるようになっています。そこが宅地になったら水を落

としてもいいのかどうか。

岡田係長 排水について確認しますが、申請時には市道の方に水路を新しく設けて下水の方に流す計画になっています。下の農地に流れるようにしていませんので。

局 長 この件については、土地改良区の意見書がありますが、再度確認し、今後の対応策についても水の問題は土地改良区になりますのでそこで協議確認したいと思います。

議 長 168番

委 員 168番から170番まで異議ありません。

議 長 171番

委 員 171番、172番異議ありません。

議 長 173番

委 員 173番、174番異議ありません。

議 長 175番

委 員 異議ありません。

議 長 176番

委 員 異議ありません。

議 長 177番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
まず、163番について採決をいたします。関連が有りますので、

鈴木俊一委員の退席を求めます。

(鈴木俊一委員、退場)

議 長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についての163番について原案のとおり、賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第3号中の163番は許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 鈴木俊一委員の入室を許可いたします。

(鈴木俊一委員、入室)

議 長 鈴木俊一委員に報告いたします。163番については、全員賛成で許可相当と認め、進達することとなりました。

議 長 続きまして、議案第3号中、163番を除く案件につきまして、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第6 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

(石川係長、受付番号157番～175番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 なお受付番号176番から180番については再設定であります。

議 長　これより、質疑にはいります。

議 長　それでは受付番号157番、質疑ありませんか。

越智推進委員　157番以外にも、この方の案件が多いので辻農業委員と聞き取りを行いました。話によると、9割方ほとんど設定期間が切れた案件であるとのことでした。ほ場整備ができてからずっと借りていたそうです。中には闇小作で借りていたものもありましたが。157番から171番までと173番については異議ありません。

議 長　それでは172番

委 員　異議ありません。

議 長　174番

河村 薫委員　農地の所有者は数年前から体調を崩して、近所の方が保全管理をし、周囲に迷惑のかけないようにしていた状況でしたので異議ありません。

議 長　175番

委 員　異議ありません。

議 長　受付番号176番から180番までの再設定について質疑はありませんか。

議 長　格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長　議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員　拍手全員

議 長　拍手全員であります。よって、議案第4号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程7 議案第5号、農地中間管理事業の農用地利用配分計画(案)に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太君。

(石川係長、議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 質疑ありませんか。

河村 薫委員 異議ありませんが、期間に2ヶ月のずれがあるのは手続き上かかったということで理解してよろしいか。

石川係長 そのとおりです。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、農地中間管理事業の農用地利用配分計画(案)に対する意見について、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程8 議案第6号、農地台帳登載願についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村由美子さん。

河村係長 議案第6号 農地台帳登載願についてをご説明いたします。前回の総会において、非農地と判断議決された農地については、最終的に筆数2, 120筆、面積2, 208, 667平方メートルで、件数は1, 216

件を12月10日に発送いたしました。今回、その非農地通知により所有者から農地として再度登載してほしい旨の申請があり、非農地を訂正し再度農地台帳に登載してよいかの議決を求めるものであります。受付番号1、川之江町長須の畑2筆について、登載しようとする理由は非農地通知後の現地確認により農地であると判断したことによるものです。以下受付番号2、金田町半田の畑1筆、受付番号3、上柏町畑1筆、受付番号4、上柏町の畑1筆、受付番号5、中曽根町の畑1筆、受付番号6、中曽根町の畑3筆、受付番号7、中曽根町の畑1筆、受付番号8、寒川町の畑2筆、受付番号9、豊岡町長田の畑1筆、受付番号10、土居町入野の畑1筆、受付番号11、土居町浦山の畑1筆、受付番号12、土居町藤原1番耕地の畑1筆、受付番号13、土居町藤原1番耕地の畑1筆、受付番号14、土居町藤原2番耕地の畑1筆、受付番号15、土居町野田の畑3筆、受付番号16、土居町野田の畑1筆、受付番号17、土居町天満の畑3筆、以上17件、25筆です。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、農地台帳登載願については、原案のとおり農地台帳に登載することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第6号は農地台帳に登載することに決しました。

議 長 日程第9、議案第7号、耕作放棄地の非農地判断についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村 由美子さん。

河村係長 議案第7号、耕作放棄地の非農地判断についてご説明いたしま

す。前回の総会において、耕作放棄地の非農地判断を議案とし、議決されましたが。平成30年農地利用状況調査における荒廃農地につき農地法第2条第1項の農地に該当しない、非農地の判断を求めるものです。受付番号1、金田町半田の畑1筆について、利用状況調査における判断は山林になります。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。これより、質疑にはいります。

議 長 質疑はありませんか。

押条委員 現地は道路拡張の折、傾斜地になってしまい山林化しております。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第7号、耕作放棄地の非農地判断について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり決しました。

議 長 日程第10、議案第8号、非農地証明願についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 議案第8号、非農地証明願についてご説明いたします。受付番号2、土居町北野の田1筆について、所有者は平成10年頃に体調を崩し耕作できなくなり、そのままにしていたため原野化しており、農地への復旧は困難だと思います。受付番号3、土居町北野の田2筆について、所有者は鳥獣害に度々遭うことから、平成10年頃から耕作を諦めそのままにしていたため原野化しており、農地への復旧は困難だと思われます。受付番号4、土居町北野の田2筆について、所有者は勤めに出て耕作する時間が無く、

平成9年頃からそのままにしていたため原野化しており、農地への復旧は困難だと思われます。受付番号5、金田町金川の田1筆について、昭和25年頃より学校用地として利用しており宅地化しており、農地への復旧は困難だと思われます。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号2番、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

押条委員 元金田中学校の敷地です。今は養護老人ホームの〇〇〇
となっています。異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第8号、非農地証明願については、原案のとおり非農地とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり非農地とすることに決しました。

議 長 日程第11、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止

についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西唯文君。

(大西次長、受付番号21番～24番を議案書により説明。)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号21番、質疑はありませんか。

星川委員 ここは今整地していますが、地形も複雑なので近隣の同意書
がいてるのではないかと。

大西次長 用途廃止をする水路は会社の敷地内にありますので、近隣の
同意書は必要ありません。

議 長 22番

委 員 異議ありません。

議 長 23番

委 員 異議ありません。

議 長 24番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については、
廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第12 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてご説明いたします。受付番号11、個別除外の案件です。申出者、〇〇〇〇は市内にて夫婦と子供3人の5人家族で借家住まいをしておりますが、子供の成長とともに手狭となりました。また、申出者の実家は、申出地の近隣で高齢の祖母と父との2人で住んでいますが、老朽化していることや、土砂災害警戒区域に近接しているため、早急に転居する必要があります。このようなことから、早急に自己住宅を建築し同居を考えていますが、申出者夫婦は土地を所有していないため、申出者の父が所有する土地を複数検討しましたが、他に適地がなかったため、止むを得ず農用地区域から除外するものです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号2番、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第2号は、変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議 長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第10回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(15:10)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長

石川省利

委 員

高橋 博

委 員

坂上 宏